

精神障がい者への交通運賃割引の適用を求める意見書

平成26年2月に日本は国連の障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行された。障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

しかし、このように、障がい者の自立と社会参加のための環境整備が進められている一方で、全国的には身体障がい者や知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度が精神障がい者に適用されていない鉄道路線等が存在し、精神障がい者への交通運賃割引の適用が進んでいない状況にある。

精神障がい者にとって、公共交通機関は、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所等への通所等に欠かせない移動手段であり、また、障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がい者の社会参加がより一層促進される中で、交通運賃割引の適用は、精神障がい者及びその家族の経済的負担の軽減、自立と社会参加の促進に大きく寄与するものである。

よって、国におかれては、公共交通機関における精神障がい者への交通運賃割引の適用について、その実現のため、交通運輸事業者に対し、強く働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

熊本県議会 議長 吉 永 和 世

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森様 |
| 参議院議長 | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 厚生労働大臣 | 塩崎恭久様 |
| 国土交通大臣 | 石井啓一様 |